

## 令和8年度地元企業の魅力・職業体験イベント等開催事業 業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1. 業務の目的

本業務は、山口市（以下「本市」という。）が実施する若者地元就職促進事業の業務を民間事業者へ委託することにより、事務の効率化を図るとともに、民間のノウハウを活用することで事業実施効果を高め、もって山口県央連携都市圏域内学生の地元就職意識の醸成及び地元企業の魅力度向上による地域経済の活性化を図ることを目的とし、受託事業者の選定に当たり、必要な事項を定めるものとする。

### 2. 業務概要

#### (1) 業務名称

地元企業の魅力・職業体験イベント等開催事業業務

#### (2) プロポーザルの方式

公募によるプロポーザル方式

#### (3) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日

#### (4) 業務内容

別紙「地元企業の魅力・職業体験イベント等開催事業業務委託仕様書」のとおり

#### (5) 委託上限額

22,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

### 3. 業務実施上の注意点

- (1) 2に掲げる業務の委託を受けた者(以下「受託業者」という。)は、本業務を統括する責任者(以下「統括責任者」という。)を1名配置すること。

統括責任者は、必要に応じ、市及び関係機関との連携調整・打合せ等を行うとともに、事業管理を行うこと。

- (2) 何らかのトラブルが発生した場合、統括責任者は市と連携の上、速やかに解決を図ること。

### 4. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

- (3) 令和8年4月1日時点で山口市の競争入札参加資格を有し、かつ令和8年度の物品・業務委託競争入札参加資格者名簿に区分60「業務委託（企画・制作）」のコード06「イベント等の企画」、コード07「イベント等の運営」の営業種目で登録していること。
- (4) プロポーザル参加意向申出書の提出期限から契約締結日までの間、山口市入札参加資格者に係る指名停止等措置要領の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

## 5. スケジュール

項目	日程
実施要領の公表	令和8年 4月 1日 (水)
参加意向申出書受付	令和8年 4月 1日 (水) ～4月10日 (金)
質問受付	令和8年 4月 1日 (水) ～4月10日 (金)
質問に対する回答期限	令和8年 4月14日 (火)
応募書類受付	令和8年 4月13日 (月) ～4月17日 (金)
プレベンション実施(評価委員会)	令和8年 4月23日 (木)
結果通知発送及び公表	令和8年 4月下旬予定 ※変更の場合あり
契約締結	令和8年 4月下旬予定 ※変更の場合あり

## 6. プロポーザル参加意向申出書の提出

### (1) 提出書類

#### ①プロポーザル参加意向申出書（様式第1号）

- ・参加申込者（本社）の所在地・商号又は名称、代表者の職氏名を記入の上、代表者印を押印すること。

### (2) 提出期限

令和8年4月10日（金）17時まで

### (3) 提出先

本要領13に記載のとおり。

### (4) 提出方法

持参又は郵送（提出期限内必着）

### (5) 提出部数

1部

## 7. 質問の受付及び回答方法

質問がある場合は、質問書を提出すること。口頭による質問は受け付けない。また、

質問の内容は、企画提案書の作成及び業務実施に係る条件に限るものとする。

- (1) 提出書類 「質問書」(任意様式)  
    (様式自由 ※電子メールの場合は、Microsoft Office Word 形式)
- (2) 提出期限 令和8年4月10日(金) 17時まで
- (3) 提出方法及び提出先  
    提出は電子メールによること。  
    提出先は本要領13に記載のとおり。
- (4) 回答は、質問者名をふせて、市ウェブサイト(<http://www.city.yamaguchi.lg.jp/>)  
    に掲載する。ただし、簡易な質問や個別事案に係る質問については、市ウェブサイトには回答を掲載せず、個別に回答する。

## 8. 提出書類

応募に当たっては、次の書類を作成し、提出しなければならない。

- (1) 提出書類
  - ア 企画提案書(様式第2号)
  - イ 企画書(任意様式)
  - ウ 積算書(任意様式)
  - エ 業務実施体制書(様式第3号)
  - オ 過去3年以内の類似・関係事業実績書(様式第4号)
  - カ 誓約書(様式第5号)
- (2) 提出部数  
    上記(1)の提出書類について、正本1部、副本(コピー)7部を提出すること。  
    ※各部とも上記(1)提出書類の順に整えて並べること。
- (3) 留意事項
  - ・上記(1)アからカまでの様式は、A4判縦置き横書き、片面使用とする。ただし、資料の作成上A3版を利用したほうが、確認しやすい場合はA3版の利用を可とする。
  - ・上記(1)アからウまでの企画内容については、本公募型プロポーザルの受託業者を決定するためのものであり、そのとおりに実施するものではなく、受託業者の企画提案書等を基にして、市との協議により、実施内容を決定することとする。
- (4) 提出期限 令和8年4月17日(金) 17時まで
- (5) 提出先 山口市商工振興部 ふるさと産業振興課 人材確保支援担当
- (6) 提出方法 持参又は郵送(提出期限内必着)  
    ※郵送の場合は、書留郵便又は配達証明できるものに限る。
- (7) その他
  - ア 提出された応募書類は、返却しない。
  - イ 提出された応募書類は、委託事業者選定以外の目的で使用しない。ただし、山口市情報公開条例(平成17年山口市条例第11号)第4条に基づく公開請求があつ

た場合は、同条例第5条の規定により公開しないことができる情報を除き請求者に公開する。ただし、個人情報のほか応募者の経営上の秘密や事業運営上のノウハウ等、公開することにより応募者に不利益を与える情報等が記載されていると判断した場合は、当該情報については公開しない。特に公開することにより応募者に不利益を与えるおそれがある情報については、応募者の意見を聴いて公開の可否を判断する。

## 9. 審議及び受託候補者の選定

### (1) 評価委員会の設置

企画提案書の審査、評価及び受託候補者の選定等は、「山口市物品調達及び業務委託に関するプロポーザル実施取扱要領」に基づき設置する評価委員会（以下「評価委員会」という。）によって審議を行う。

### (2) 審議

評価委員会は、プレゼンテーション及びヒアリングにより（3）の評価基準に基づき審査を行い、委託料の総額の範囲内で、審査において平均60点以上を得たものうち得点の高い順に、受託候補者を決定する。ただし、応募者が5者を超える場合、評価委員会は応募書類による書面審査を行い、プレゼンテーションの対象とする応募者をあらかじめ選定することができるものとする。

ア 開催日時 令和8年4月23日（木）（予定）

※日時及び場所等の詳細については参加業者数等により変更する場合もあるため別途連絡する。

イ 開催場所 山口市亀山町2-1 山口市役所本庁舎 605会議室（予定）

ウ 出席者 3名以内

エ 発表時間 30分以内（提案説明20分以内、質疑応答10分以内）

オ その他 プレゼンテーションの順番は提案書の提出順とし、パソコン、プロジェクター等を利用する場合は、事務担当部課に事前に連絡すること。

### (3) 評価基準

応募書類を審査するための評価基準は、別表に掲げる評価基本方針により採点した結果を合計する。

### (4) 選定方法

評価委員会は、評価結果を速やかに集計し、各評価委員の採点の合計点により応募者に優先順を付与し、受託候補者の選定を行い、最も高い評価点を獲得した応募者が複数となった場合は、次の各号に定める順に同評価の者がいなくなるまで選定する。

ア 最も高い評価点を獲得した評価項目数の多い者

イ 評価委員会の審議

### (5) 審査結果の通知

評価委員会の報告を受け、プロポーザル審査委員会において、評価が適正に行わ

れたことを審査及び確認した上で、評価委員会が第一位として決定した者を受託候補者として特定し、提案者全てに結果通知書（様式第6号）により通知するほか、市ウェブサイトで公表する。

#### 10. プロポーザルの無効

次に該当する場合は、無効とする。

- (1) 企画提案書等の必要書類を提出期間内に提出しない場合
- (2) 企画提案書の提出時から委託業者の決定までの期間に、応募者が4で定める参加資格を満たしていないことが明らかになった場合
- (3) プレゼンテーション審査を欠席又は遅刻した場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為等があった場合

#### 11. 契約の方法

- (1) 提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、受託候補者と当該業務の仕様等について交渉を行った上で、見積書の提出を求め、委託契約を締結する。
- (2) 業務の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできない。
- (3) 業務の実施に際して個人情報を取得したときは、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づきこれを適切に取り扱うものとする。

#### 12. その他

- (1) 企画提案書の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求められることがある。
- (2) 提出された書類は、本業務の特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。
- (3) 提出した応募書類等を本市の了解なく公表、使用してはならない。
- (4) 応募書類等の作成・提出やプレゼンテーションに要する一切の費用は、提出者の負担とする。
- (5) 業務委託契約締結の段階で、業務委託条件・仕様等は、若干の修正を行うことがある。

#### 13. 事務担当部課

山口市商工振興部ふるさと産業振興課 人材確保支援担当  
〒753-8650 山口県山口市亀山町2-1  
電話番号 083-934-2645  
E-mail furu@city.yamaguchi.lg.jp

別表 地元企業の魅力・職業体験イベント等開催事業業務委託に係るプロポーザル評価  
基本指針

【評価項目・配点等】

評価項目	配点	審査事項
提案内容	15	本業務を実施する上での課題や、それを踏まえた実施方針が明確に示され、実現性の高い提案内容となっているか
	15	・仕様書の業務内容を満たした上で、業務目的を達成するために効果的な内容や方法などが提案されているか ・可能な限り山口市内業者を活用しているか
	15	企画提案者独自の提案及び強みは本事業の推進に寄与するものといえるか
実施体制	15	・業務を正確に実施できる体制、人員数は確保されているか ・若者地元就職促進業務や、地元企業魅力・職業体験イベントの開催等に必要な知識を有する人材が配置されているか
	15	・学校や企業からの問い合わせ等に対し、柔軟に対応することができるか ・若者地元就職促進業務や地元企業魅力・職業体験イベントの開催業務を円滑に実施することができるか
業務実績	15	若者地元就職促進や地元企業魅力・職業体験イベントの開催等において、類似する事業等での実績があり、確実に本業務を遂行できる能力を有しているか
社会貢献	5	・山口市内事業者の活用など、地域経済の振興に配慮されているか。 ・もにす認定（障がい者雇用）、くるみん認定（子育てサポート）、えるぼし認定（女性活躍）、やまぐち男女共同参画推進事業者、やまぐち障害者雇用推進企業等、多様な人材活躍に関する国や県の認定・登録があるか。
見積価格	5	満点（5点）×（提案価格のうち最低価格／自社の提案価格）
合計	100	